| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | | ［同左］ | ［同左］ | |
| 佐世保教育隊支部 | ［略］ | | 佐世保教育隊支部 | ［同左］ | |
| 勝連支部 | 沖縄県うるま市 | 沖縄基地隊内 | 平瀬支部 | 長崎県佐世保市 | 佐世保地方総監部内 |
| 海上那覇支部 | 沖縄県那覇市 | 那覇航空基地隊内 | 勝連支部 | 沖縄県うるま市 | 沖縄基地隊内 |
| 府中支部 | 東京都府中市 | 宇宙作戦団内 | 海上那覇支部 | 沖縄県那覇市 | 那覇航空基地隊内 |
| 目黒支部 | ［略］ | | 目黒支部 | ［同左］ | |
| ［略］ | ［略］ | | ［同左］ | ［同左］ | |
| 恩納支部 | ［略］ | | 恩納支部 | ［同左］ | |
| 小牧支部 | 愛知県小牧市 | 第１輸送航空隊内 | 府中支部 | 東京都府中市 | 航空気象群内 |
| | | | 小牧支部 | 愛知県小牧市 | 第１輸送航空隊内 |
| ［略］ | ［略］ | | ［同左］ | ［同左］ | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第５条の変更規定中「松戸支部」及び「土浦支部」に係る変更規定は令和８年３月23日から適用し、別表（第３条関係）中「船越支部」に係る変更規定は同年２月１日から適用し、「松戸支部」、「土浦支部」、「十条支部」、「横須賀支部」、「舞鶴支部」、「呉支部」、「佐世保支部」及び「府中支部」に係る変更規定は同年３月23日から適用し、「各防衛局支部」に係る変更規定は同年４月10日から施行する。

2　変更後の第27条第１項、第３項、及び第４項の規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。